

我孫子市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

我孫子市建築基準法施行細則（平成24年規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可申請等)</p> <p>第6条 省令第10条の4第1項及び第4項に規定する許可申請書には、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる許可の申請をする場合その他市長が必要と認める場合 省令第1条の3第1項に規定する日影図</p> <p>ア 略</p> <p><b><u>イ 法第55条第3項の規定による許可</u></b></p> <p><b><u>ウ 法第55条第4項各号の規定による許可</u></b></p> <p>エ 略</p> <p><b><u>オ 法第58条第2項の規定による許可</u></b></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(許可申請等)</p> <p>第6条 省令第10条の4第1項及び第4項に規定する許可申請書には、省令第1条の3第1項に規定する付近見取図、配置図、各階平面図、立面図その他必要な資料のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添えなければならない。</p> <p>(1) 次に掲げる許可の申請をする場合その他市長が必要と認める場合 省令第1条の3第1項に規定する日影図</p> <p>ア 略</p> <p><b><u>イ 法第55条第3項各号の規定による許可</u></b></p> <p><b><u>ウ 略</u></b></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2及び3</p>

(書類の閲覧)	(書類の閲覧)
第29条 省令 <b>第11条の3第1項</b> に規定する書類（以下この条において「概要書等」という。）の閲覧場所は、建築指導担当課とする。	第29条 省令 <b>第11条の4第1項</b> に規定する書類（以下この条において「概要書等」という。）の閲覧場所は、建築指導担当課とする。
2 から 7 まで 略	2 から 7 まで 略

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。